

簡易な収入(所得)見込額の申告書
【家計急変者】

記入例

【1】予期せず令和4年1月から12月までに家計が急変し、収入の減少があった場合✓を記入してください。
定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象とはなりません。

【2】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての方の状況を記入してください。

【3】この方が扶養する人数を(扶養控除等申告書等で届け出ている人数)を①欄に記入し、
【4】早見表から、その人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、
【5】その額を⑦欄に記入してください。
【6】年間収入見込額(⑥欄)と非課税相当収入限度額(⑦欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象となります。
(うら面は記入不要)

【7】記入例②の場合、年間収入見込額(⑥欄)と非課税相当収入限度額(⑦欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請が必要になります。
(うら面を記入)

① 「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書」と一緒にご提出ください。
① 下記にチェック(✓)してください。
 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上の注意)
「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

氏名 (フリガナ)	左欄の者が扶養する者の数	令和4年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少のあった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12	非課税相当収入限度額
					給与収入 [A]	事業収入又は不動産収入 [B]	年金収入 [C]		
1 ○○ ○○	1	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 4月	120,000円	0円	0円	1,440,000円	1,479,000円
収入合計額 A+B+C= [D]					120,000円				
2 ○○ ○○	0	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 4月	0円	0円	0円	0円	0円
収入合計額 A+B+C= [D]					0円				
記入例①(収入で申請)									
3 ○○ ○○	1	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 4月	0円	140,000円	0円	1,680,000円	1,479,000円
収入合計額 A+B+C= [D]					140,000円				
記入例②(所得で申請)									
4 ○○ ○○	1	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 4月	0円	0円	0円	0円	0円
収入合計額 A+B+C= [D]					0円				
5 ○○ ○○	0	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 4月	0円	0円	0円	0円	0円
収入合計額 A+B+C= [D]					0円				

※6人以上の世帯の場合は、本書を2枚使用してください。

- (記入上の注意)
- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
 - 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック✓してください。
 - 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック✓してください。
 - 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
 - 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。

- 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	970,000円
配偶者又は扶養親族(計1名)を扶養している場合	1,479,000円
配偶者又は扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,899,999円
配偶者又は扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,355,999円
配偶者又は扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,815,999円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

【4】

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

【8】表面⑥欄の年間収入見込額を転記してください。

【9】下表⑧から計算した控除額を記入してください。

【10】12か月相当の経費を記入してください。経費のわかる書類の写しを提出してください。

【11】下表⑩から計算した控除額を記入してください。

【12】年間所得見込額を計算してください。
 年間所得見込額 =
 ⑥年間収入見込額 -
 (⑧給与所得控除額 +
 ⑨事業収入等の経費 +
 ⑩公的年金等控除)

【13】早見表から、表面①欄に記入した人数に対応する区分の非課税相当所得限度額を確認し、
 【14】その額を⑫欄に記入してください。

【15】年間所得見込額(⑪欄)と非課税相当所得限度額(⑫欄)を比較して、⑪欄のほうが低ければ支給対象となります。

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ)	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
	氏名	年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税相当所得限度額 ⑫
1							
2							
3							
4	○○ ○○ ○○ ○○	1,680,000	0	800,000	0	880,000	929,000
5							

記入例① (収入で申請する場合、本欄の記入は不要)

記入例② (所得で申請)

(記入上の注意)

- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。
- ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

年間収入見込額(⑥欄)のうち給与収入分	給与所得控除額(⑧欄)
0円 ~ 550,000円	給与収入分の全額
550,001円 ~ 1,625,000円	550,000円
1,625,001円 ~ 1,800,000円	給与収入分 × 0.4 - 100,000円
1,800,001円 ~ 3,600,000円	給与収入分 × 0.3 + 80,000円
3,600,001円 ~ 6,600,000円	給与収入分 × 0.2 + 440,000円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ②帳簿等の上記の経費が分かる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

年齢	年間収入見込額(⑥欄)のうち年金収入分	公的年金等控除(⑩欄)
65歳未満の方	0円 ~ 600,000円	年金収入分の全額
	600,001円 ~ 1,300,000円	600,000円
	1,300,001円 ~ 4,100,000円	年金収入分 × 0.25 + 275,000円
	4,100,001円 ~ 7,700,000円	年金収入分 × 0.15 + 685,000円
65歳以上の方	0円 ~ 1,100,000円	年金収入分の全額
	1,100,001円 ~ 3,300,000円	1,100,000円
	3,300,001円 ~ 4,100,000円	年金収入分 × 0.25 + 275,000円
	4,100,001円 ~ 7,700,000円	年金収入分 × 0.15 + 685,000円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

$$\text{⑪年間所得見込額} = \text{⑥年間収入見込額} - (\text{⑧給与所得控除額} + \text{⑨事業収入等の経費} + \text{⑩公的年金等控除})$$

⑫「非課税相当所得限度額」には、表面の①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、表面の①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	420,000円
配偶者又は扶養親族(計1名)を扶養している場合	929,000円
配偶者又は扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,249,000円
配偶者又は扶養親族(計3名)を扶養している場合	1,569,000円
配偶者又は扶養親族(計4名)を扶養している場合	1,889,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000円

【13】

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用